

令和5年度（第56回）南町町内会定例総会

並びに

令和5年度（第5回）南町自主防災会総会

明るく住み良い
南町町内会にしよう

山形市南町町内会・自主防災会

日時：令和5年5月14日

山形市南町町内会・自主防災会

定例総会次第

1. 開会・進行
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録作成人・及び署名人の選出
5. 議事

《南町町内会に関する事》

- (1) 令和4年度 事業報告
- (2) 令和4年度 収支決算報告及び会計監査報告
- (3) 運営要領6.の改訂 (案)
- (4) 役員改選 (案)
- (5) 令和5年度 事業計画 (案)
- (6) 令和5年度 収支予算 (案)

《自主防災会に関する事》

- (1) 令和5年度事業計画 (案)
- (2) 南町自主防災会役員 (案)

添付：

- 資料1. 南町町内会会則 (役員変更)
- 資料2. 南町町内会運営要領 (6.旅費・経費変更)
- 資料3. 南町町内会助成金規程
- 資料4. 南町自主防災会規約 (役員変更)
- 資料5. 隣組長の手引き(南町町内会ホームページを参照)
- 図1. 南町町内会組織概要図

5. 議 事

《南町町内会に関する事》

(1) 令和4年度 事業報告

月 日	事 業	場 所
	1. 総括・総務部	
通年	町内会ホームページ編集・作成・維持管理	事務所
	町内会各部会への出席	プールハウス
4月	総会議案書作成作業	事務所
4月1日	集会所に関わる山形市の助成金について協議	山形市役所広報課
4月1日	隣組長の手引書発行	総務部
4月2日	会計監査	プールハウス
4月9日	防犯対策会議(評議員として)	南部公民館
4月9日	令和3年度第4回定期役員会議事録要約交付	プールハウス
4月10日	令和4年度第1回定期役員会	プールハウス
4月18日	自治会活動保険契約	事務所
4月23日	南部支部防犯役員会	南部公民館
5月	総会議案書資料作成作業 定例総会議案書印刷	事務所
5月10日	三者懇談会(町内会、自治防災会、福祉厚生部、社教、地域包括支援センター)	プールハウス
5月7日	自主防災会部会出席	プールハウス
5月9日	総会資料事前配布	プールハウス
5月15日	第55回 南町町内会定例総会及び組長会議	プールハウス
5月22日	自治推進委員会、社会福祉協議会	山形国際ホテル
5月25日	総務部部会	プールハウス
6月3日	賛助会員会費納入要請	事務所
6月15日	六地区社協常任理事会	南栄町会館
6月17日	南小地区教育後援会役員会理事会	南小学校会議室
6月24日	社協会費納入等	南部公民館
7月2日	第55回総会議事録要約作成完了	事務所
7月4日	第1回組長全体会議議事録要約作成完了	事務所
7月19日	第六地区自治推進委員会全体会議	南部公民館
7月30日	第2回定期役員会	プールハウス
8月9日	第2回定期役員会議事録作成・配布	事務所
8月9日	臨時役員会開催	プールハウス
8月9日	第6地区社協常任理事会	南栄町会館
8月31日	令和4年度山形市自治推進委員全体研修会	山形ビッグウイング
9月10日	山形市から長寿者への賀詞 配布	町内在住高齢者
9月14日	支え合いプロジェクト委員会	南栄町

9月24日	町内会副会長役員会	プールハウス
10月1日	第1回集会所検討委員会	プールハウス
10月3日～4日	第6地区自治推進委員研修	合図方面研修旅行
10月6日	防犯対策協会(理事会)	南部公民館2階会議室
10月9日	元木公民館会館式	元木公民館
10月19日	山形県自主防災組織リーダー研修	山形県庁2階大会議室
10月25日	あんずの家運営推進会議	あんずの家
10月27日	三者懇談会	プールハウス
11月12日	南部支部防犯研修会	八幡宮社務所
11月24日	介護ふれあい交流会	プールハウス
12月1日	ごみ集積所下の側溝蓋設置のお願い。集会所建設について情報収集	山形市広報課
12月15日	総務部部会	プールハウス
12月18日	第三回定期役員会	プールハウス
12月23日	第六地区支え合い活動会議	南栄町会館
令和5年1月11日	三番町Bの組割に付打ち合わせ	プールハウス
1月15日	総務部部会	プールハウス
1月17日	第六地区 地域福祉推進会議	南部公民館
1月22日	第六地区 新春の集い 第六地区町内会連合会	パレスグランデール
1月28日	町内会役員新年役員会	プールハウス
2月11日	第六地区社協プロジェクト会議	鉄1集会所
2月12日	第2回 集会所検討委員会	プールハウス
2月25日	町内会 組長会議	プールハウス
2月28日	あんずの家運営推進会議	プールハウス
3月2日	特殊詐欺に関する出前講座	南部公民館3階
3月18日	町内会第4回定期役員会	八幡様社務所
3月28日	あんずの家運営推進会議	あんずの家
	2. 社会教育部	
5月～7月	社会教育部に属する団体(子供会、歌謡会、パソコンクラブ、八幡宮活動補助、社体協)への助成金交付	
通年	助成団体への助言補助	
7月	盆踊り	コロナの為中止
9月	こども樽神輿	コロナの為中止
	成年部	
通年	農楽園の運営	(冬季を除く)
10月31日	芋ほり体験	農楽園
11月26日	大根収穫	農楽園
通年	Lineで情報の共有。メーリングリスト参加者数:22名	
	八幡神社	
通年	八幡神社総代は年間40日ほど出社 コロナの影響で多くの一般参拝が制限された。	

	子供会	令和4年度 38名の学童が加入
4月17日	みなみ子ども会総会	プールハウス
5月28日	南学区子ども会 育成連合会	南ヶ丘団地会館
	南学区子育連キックベースボール	中止
6月17日	町内会社会教育部部会	プールハウス
	夜間プール(南二番町・南栄町・新館と合同)	中止
	南町内会盆踊り(町内会と合同で出店)	中止
8月1日～5日	ラジオ体操 最終日公園清掃	中止
	市子連かけっこ・リレー・駅伝大会	中止
	南ふるさと祭り 子どもたる神輿 松寿会演芸会での合唱	中止
	南学区子育連 ドッジボール大会	中止
10月15日	PTA 資源回収	みなみプールハウス前
10月30日	収穫祭に参加(青年部主催)	南町農楽園
11月26日	南町町内会公園落ち葉清掃	みなみ公園
11月26日	大根収穫(青年部主催)	南町農楽園
12月11日	みなみプールハウス清掃	みなみプールハウス
12月18日	町内会第3回定期役員会へ出席	みなみプールハウス
12月24日	クリスマス会	各家庭へ配布
令和5年2月25日	南町町内会組長会議	みなみプールハウス
3月10日	新年度役員選出及び役割決め	みなみプールハウス
3月18日	町内会第4回定期役員会へ出席	みなみプールハウス
	送別会(卒業生に祖品贈呈)	8名に手渡し
	3. 福祉厚生部	
通年	百歳体操(8,9,1,2,月を除く延べ参加者数:279名)	プールハウス
4月20日	第1回ふれあいお茶飲み会(お花見 参加者数:34名)	みなみ公園
5月10日	第1回三者懇談会(町内福祉関係者 参加者:18名)	プールハウス
5月18日	第2回ふれあいお茶飲み会(認知症予防講座 参加者数:29名)	プールハウス
5月	福祉バス抽選会及び関連機関調査(数度にわたる)	山形市役所等
6月22日	第3回ふれあいお茶飲み会(アフリカ、中南米、アラブの話)21名	プールハウス
7月13日	第4回ふれあいお茶飲み会、日帰り研修旅行(宮内熊野大社など:参加者28名)	市営バスを使用
8月30日	福祉厚生部部会(下半期の活動について、敬老会の対応について)	プールハウス
9月19日	敬老の日による赤飯配布。(民生委員、福祉協力員の協力)	町内会
10月19日	第5回ふれあいお茶飲み会(健康とお薬の講話 参加者:20名)	プールハウス
10月27日	第2回三者懇談会(情報交換など、参加団体:六地区社協、市社協、地域包括支援センター、民生児童委員、福祉厚生部、防災部 20名)	プールハウス
11月16日	第6回ふれあいお茶飲み会(消費者トラブルと対処方法 参加者21名)	プールハウス
11月24日	介護ふれあい交流会(健康寿命について 参加者:27名)	プールハウス
令和5年2月18日	福祉厚生部部会(活動予定、体制協議)	プールハウス
3月7日	百歳体操開始(毎週火曜日13:30より)	プールハウス

3月	第六地区社協への報告書(いきいきサロン活動費交付申請、三者懇談会報告書作成と活動費申請)	事務所
3月15日	第7回ふれあいお茶飲み会(介護予防と折り紙遊び 参加者25名)	プールハウス
4. 環境保健衛生部(詳しくは、組長の手引きを参照)		
通年	ごみ集積所の見回りとネットなどの修理	
	違反ごみなどへの対処	
4月	山形市春の一斉清掃 中止	中止
4月	ボランティアごみ袋 集積所数X30枚、ボランティアシール配布	町内
6月24日	ごみ集積所現況届及び振込口座登録	事務所
7月15日	山形市環境保健推進協議会により前部長奥山文雄氏表彰を受ける	ごみ減量推進課
9月	秋の一斉清掃中止	中止
12月1日	ごみ集積所下の側溝蓋設置申請	事務所
12月8日	南小学校 学校保健委員会	
3月	資源物回収予定表の作成 故紙センターへ依頼	事務所
5. 生活安全対策部		
・山形市防犯連絡対策部との連携		
毎月0の付く日	子供見守り活動(防犯旗を掲げる)	部員の家の前
4月28日	山形市防犯協会南部支部 書面総会	書面
6月3日	役員会	南部公民館
8月5日	第1回防犯パトロール	鉄炮町地下道集合
9月15日	第2回防犯パトロール 防犯協会南部支部 役員会	六楯八幡宮
10月6日	役員会	南部公民館
10月14日	第3回防犯パトロール	鉄炮町地下道集合
11月12日	南部支部防犯研修会	八幡宮社務所
12月9日	第4回防犯パトロール	鉄炮町地下道集合
12月21日	町内に街路灯設置を受けて、設置計画と見積もりを取る	生活安全対策部
・交通安全		
毎月1回	南二番町交番便りをホームページに掲載 町内会ホームページを参照	事務所
通年	街路灯の補修、側溝の改善など(組長の手引きを参照ください。)	全町内
通年	山形地区交通安全協会南部支部、南学区青少年健全育成協議会、第6地区青少年育成協議会 書面	会議中止
6. 公園管理部		
周年	プールハウス集会所利用申し込み対応・鍵の管理	プールハウス
6月~10月	松寿会による公園清掃補助	みなみ公園
5月7日	みなみ公園一斉清掃 参加者:57名	みなみ公園
5月	公園管理協力会 連絡会 書目通達	山形市 中止
5月	遊具・公園点検・要望などの報告書作成(砂場仕切りの埋没等)	事務所
9月	山形五堰クリーン作戦	中止
10月12日	みなみ市民プール2階集会所、目的外使用許可受取	事務所
11月12日	みなみ公園落ち葉拾い(一、四番町)	みなみ公園
11月26日	みなみ公園落ち葉拾い(二、三番町)	みなみ公園

12月11日	プールハウス集会所年末大掃除	プールハウス
令和5年2月16日	山形市より令和4年度5月の要望への回答 砂場は、次年度に対応との事	事務所
令和5年3月6日	プールハウス2階を使用する為 令和5年度行政財産目的外使用許可申請書の提出	事務所
7. 広報部		
毎月1日(通年)	町内会ユースの編集・発行	プールハウス・個人宅
毎月1日 毎月15日	広報やまがた・市議会報・社協便り・公民館便り・その他16種の回覧文書の仕分け、配付	プールハウス・個人宅
通年	町内会ブログ作成。(町内会ニュース・回覧板を主に配信)	個人宅
7月から9月	・盆踊り、ふるさと祭りのポスター作製、発行、掲示	中止
6月24日	第1回もも太郎さん運営推進会議	もも太郎さん
9月8日	第2回もも太郎さん運営推進会議 書面会議	もも太郎さん
12月23日	第3回もも太郎さん運営推進会議	もも太郎さん
令和5年3月24日	第4回もも太郎さん運営推進会議	もも太郎さん
8. 自主防災部		
4月14日	防災訓練予約	山形市防災対策課
5月9日	自主防災会の備品台帳の電子化を図る。	プールハウス
5月10日	三者懇談会に出席 災害時避難行動要支援者名簿作成への協力要請	プールハウス
6月7日	自主防災会の役員会	プールハウス
6月14日	防災訓練(9月25日)の申込書提出	山形市防災対策課
6月26日	自主防災研修会(8月21日)の打ち合わせ	プールハウス
7月6日	山形市主催 防災会議	山形西高等学校
7月10日	自主防災会の役員会(8月21日の自主防災会研修会の打ち合わせ)	プールハウス
8月8日	自主防災研修会の講師と打ち合わせ	プールハウス
8月21日	南町の自主防災研修会を開催(題目「子供たちの育ちと自分の暮らしに役立つ減災術」講師:山形県自主防災アドバイザー細谷真紀子氏)	プールハウス
9月25日	南町の防災訓練を実施(避難誘導訓練と初期消火訓練)	みなみ公園
10月5日	防災訓練実施報告書を提出	山形市防災課
10月27日	三者懇談会に出席 要支援者名簿作成への協力要請	プールハウス
12月23日	防災用備品の発電機を購入(防災倉庫へ保管)	
令和5年1月22日	ファーラ市民企画講座に出席、原田副部長 「わたしのための避難所運営ゲーム」HUG訓練で退官する	
2月27日	村山地区自主防災組織リーダー研修会に集積。大河内副部長	村山合同庁舎
12月～2月	消火栓周りの除雪状況確認	町内会
3月27日	南町自主防災部部長業務を齊藤則夫氏から蔵増豊氏へ引き継ぎ	プールハウス

(2) 令和4年度 収支決算書及び会計監査報告書

1 収入の部

令和4年 3月 31日

(単位：円)

項 目	4年度予算	4年度執行額	増 減	備 考
会 費	2,602,000	2,552,500	△ 49500	
賛助会費	375,000	365,000	△ 10000	
小規模事業所	65,000	65,000	0	
小規模事業所以外	310,000	300,000	△ 10000	
諸収入	991,400	2,453,500	1462100	
広報誌配布謝礼	190,000	192,137	2137	
街路灯補助金	200,000	282,528	82528	
街路灯設置補助金	50,000	108,790	58790	
公園管理協力金(謝礼)	51,400	51,400	0	
日赤普及活動交付金	15,000	13,570	△ 1430	
盆踊花代	10,000	0	△ 10000	
ふるさと祭り花代	10,000	0	△ 10000	
資源回収奨励金	120,000	123,600	3600	
賛助会員提供資源物	50,000	59,325	9325	
ごみ集積所管理補助金	80,000	80,000	0	
山形市防災対策補助金	30,000	60,000	30000	
いきいきサロン活動費	15,000	15,000	0	
福祉協力員活動費	100,000	100,000	0	
ゴミネットbox補助金	50,000	0	△ 50000	
介護ふれあい交流会助成金	0	0	0	
六地区社協三者懇談会	20,000	21,000	1000	
社体協残余金返戻	0	115,110	115110	子供会より返戻
お神輿積立金取崩	0	1,231,040	1231040	会館積立金へ振替予定
利 息	165	82	△ 83	
山形銀行	152	65	△ 87	
郵便局	13	17	4	
前期繰越金	1,384,395	1,384,395	0	
合 計	5,352,960	6,755,477	1402517	

	支 出 計	4,131,750		
3月31日	収支差額	2,623,727	郵便局残高	2,539,671
	(次期繰越金)		山銀 残高	84,056
			計	2,623,727

2 支出の部

項目	令和4年度予算額	令和4年度執行額	増減	備考
総会費	690,000	474,232	△ 215,768	
総会費	270,000	204,232	△ 65,768	
定例総会費	70,000	51,952	△ 18,048	50名*1400円
組長会議費	100,000	52,280	△ 47,720	年2回 総務部より移動
総会資料印刷代	100,000	100,000	0	
役員活動日当旅費	270,000	270,000	0	
役員活動日当旅費	190,000	190,000	0	(顧問、副会長、監査)
会長活動日当旅費	80,000	80,000	0	
ふるさと祭り反省会	60,000	0	△ 60,000	
賛助会会議費	90,000	0	△ 90,000	
総務部	980,020	923,802	△ 56,218	
事務所費	123,000	96,714	△ 26,286	
備品費	50,000	28,050	△ 21,950	住宅地図・事務用ソフト
事務所諸経費	36,000	36,000	0	
事務・消耗品費	37,000	32,664	△ 4,336	
会議費	50,000	106,015	56,015	
会議費	40,000	80,302	40,302	各部及び行事関係者への連絡・取り纏め
事務用品・印刷費	10,000	25,713	15,713	
総務部活動費	807,020	721,073	△ 85,947	
渉外費	20,000	26,500	6,500	
社会福祉協議会費	178,100	178,100	0	
第六地区赤い羽根募金	158,000	158,000	0	
組長活動日当旅費	80,000	78,000	△ 2,000	
役員活動日当旅費	50,000	60,000	10,000	
ボランティア保険	40,000	37,220	△ 2,780	
組長会議費	0	0	0	
集会所検討委員会費	30,000	13,043	16,957	
ホームページ関連事業	120,920	97,210	23,710	
ジャストシステムサーバー代	18,600	15,500	3,100	1550*12
使用ソフトのバージョンアップ	15,000	0	15,000	
ホームページ作成日当旅費	20,000	20,000	0	
プララプロバイダー料	67,320	61,710	△ 5,610	5610*12
慶弔費	130,000	73,000	△ 57,000	

広報部	200,000	169,543	△ 30,457	
役員活動日当旅費	170,000	160,000	△ 10,000	
部長、副部長活動日当旅費	40,000	30,000	△ 10,000	部長・副部長(2)
市報紙仕分け活動日当旅費	20,000	20,000	0	1名
ニュース作成活動日当旅費	20,000	20,000	0	1名
ブログ作成活動日当旅費	20,000	20,000	0	1名
広報活動日当旅費	70,000	70,000	0	広報誌配布サポート(7名)
備品・消耗品費	25,000	9,543	△ 15,457	
部会費等雑費	5,000	0	△ 5,000	
社会教育部	710,000	411,710	△ 298,290	
子供会助成金	185,000	185,000	0	
社体協助成金	15,000	15,500	500	
歌謡愛好会助成金	20,000	20,000	0	
パソコンクラブ助成金	10,000	10,000	0	
青年部活動費	70,000	70,000	0	
社会教育部部会費	10,000	3,360	△ 6,640	
盆踊り	300,000	0	△ 300,000	
八幡神社活動負担金	20,000	27,850	7,850	部長・副部長、盆踊り・子供樽神輿実行委員長、八幡神社活動部長、成年部担当、子供会長
役員活動日当旅費	80,000	80,000	0	
福祉厚生部	493,000	442,254	△ 50,746	
松寿会助成金	130,000	130,000	0	
福祉厚生部活動費	63,000	67,153	4,153	
調査費・消耗品費	8,000	0	△ 8,000	交通費など
介護交流会	0	0	0	社協第六地区が、負担
ふれあい会(お茶飲み会)	35,000	47,362	12,362	定例お茶飲み会、百才体操、ワナゲ等
三者懇談会	20,000	19,791	△ 209	
役員活動旅費日当	190,000	180,000	△ 10,000	部長・副部長、福祉協力員(10)、民生児童委員
敬老会費	90,000	62,523	△ 27,477	
福祉厚生部部会費	20,000	2,578	△ 17,422	
環境保健部	252,000	55,228	△ 196,772	
ゴミ集積所管理費	200,000	13,228	△ 186,772	諸費・新規ボックス作成費等
役員活動旅費日当	40,000	30,000	△ 10,000	
環境協議会負担金	12,000	12,000	0	

公園管理部	270,000	277,948	7,948	
公園管理費	10,000	10,893	893	備品・消耗品
集会所管理費	190,000	197,055	7,055	
集会所水道・光熱費	160,000	152,674	△ 7,326	
集会所通信費	0	0	0	総務部に移行
活動管理費	30,000	44,381	14,381	集会所清掃費(年末大掃除を含む)・他
役員活動日当旅費	70,000	70,000	0	部長・副部長(3) 集会所管理(鍵管理等)
生活安全対策部	419,000	430,098	11,098	
街路灯電気代	260,000	274,244	14,244	
街路灯増設・補修費	80,000	82,060	2,060	
運転者会助成金	5,000	5,000	0	
南小交対協負担金	6,000	6,000	0	
防犯連絡会負担金	8,000	8,000	0	
部活動諸費	10,000	4,794	△ 5,206	
役員活動旅費日当	50,000	50,000	0	部長・副部長(2)・防犯部員2名を含む
自主防災部	310,000	199,006	△ 110,994	
部会費・企画費	10,000	18,686	8,686	
備品費	250,000	130,320	△ 119,680	
役員活動旅費日当	50,000	50,000	0	部長、副部長(2名)
会計部	170,000	147,929	△ 22,071	
雑費・消耗品費	30,000	27,929	△ 2,071	文具・積水ハウス業務委託手数料など
備品費	20,000	0	△ 20,000	プリンター更新
役員活動旅費日当	120,000	120,000	0	部長・副部長
会館積立金	600,000	600,000	0	
小計支出	5,094,020	4,131,750	△ 962,270	
予備費	258,940	0	△ 258,940	
合 計	5,352,960	4,131,750	△ 1,221,210	

令和4年度 特別会計

【会館積立】

合計金額	16,226,683 円
------	--------------

<山形銀行（定期預金）>

令和4年度	契約件数	12 件
	契約残高	4,508,986 円

<ゆうちょ銀行（定期貯金）>

会館積立件数	契約件数	6 件
会館積立金額	契約残高	11,717,000 円
うち平成30年度繰入額		(850,000) 円
うち令和元年度繰入額		(400,000) 円
うち令和2年度繰入額		(300,000) 円
うち令和3年度繰入額		(300,000) 円
うち令和4年度繰入額		(600,000) 円

<ゆうちょ銀行（通常貯金）>

契約件数	1 件
契約残高	697 円

【お神輿積立】

合計金額	0 円
------	-----

<ゆうちょ銀行（定期貯金）>

契約件数	0件
契約残高	0 円

<ゆうちょ銀行（通常貯金）>

契約件数	0件
契約残高	0 円

一般会計に移行 1,231,040円

内訳	定額貯金	1,230,000
	通常貯金	554
	解約利息	486

会計監査報告

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの監査結果を次の通り報告いたします。

記

現金出納簿、領収書、現金通帳などの書類を監査したが、全体にわたって
適正に執行され、不備のないことを認めます。

令和5年4月11日

南町町内会監事

鈴木将司



南町町内会監事

及川探磨



南町町内会会長 相馬 克正 様

(3) 運営要領 6. 旅費・経費の改訂(案)

町内会運営要領に定める(2)に拠る。

変更点1：・私有車を提供した場合、直線距離50km以上、km当たり20円を燃料費として支払う を

→ 私有車を提供した場合、直線距離25km以上、km当たり20円を燃料費として支払う。

変更点2：・日当は、所要時間6時間以上を要する場合は1,000円を支給する。同乗者は1名を認め同額を支払う。 を

→ 日当は、所要時間6時間以上を要する場合は2,000円を支給する。同乗者は1名を認め同額を支払う。

新たに(3)を以下の様に追加する。

(3) 山形市、連合会等の団体が主催する2時間以上の会議に出席した時は、活動・日当手当2,000円を支給する。

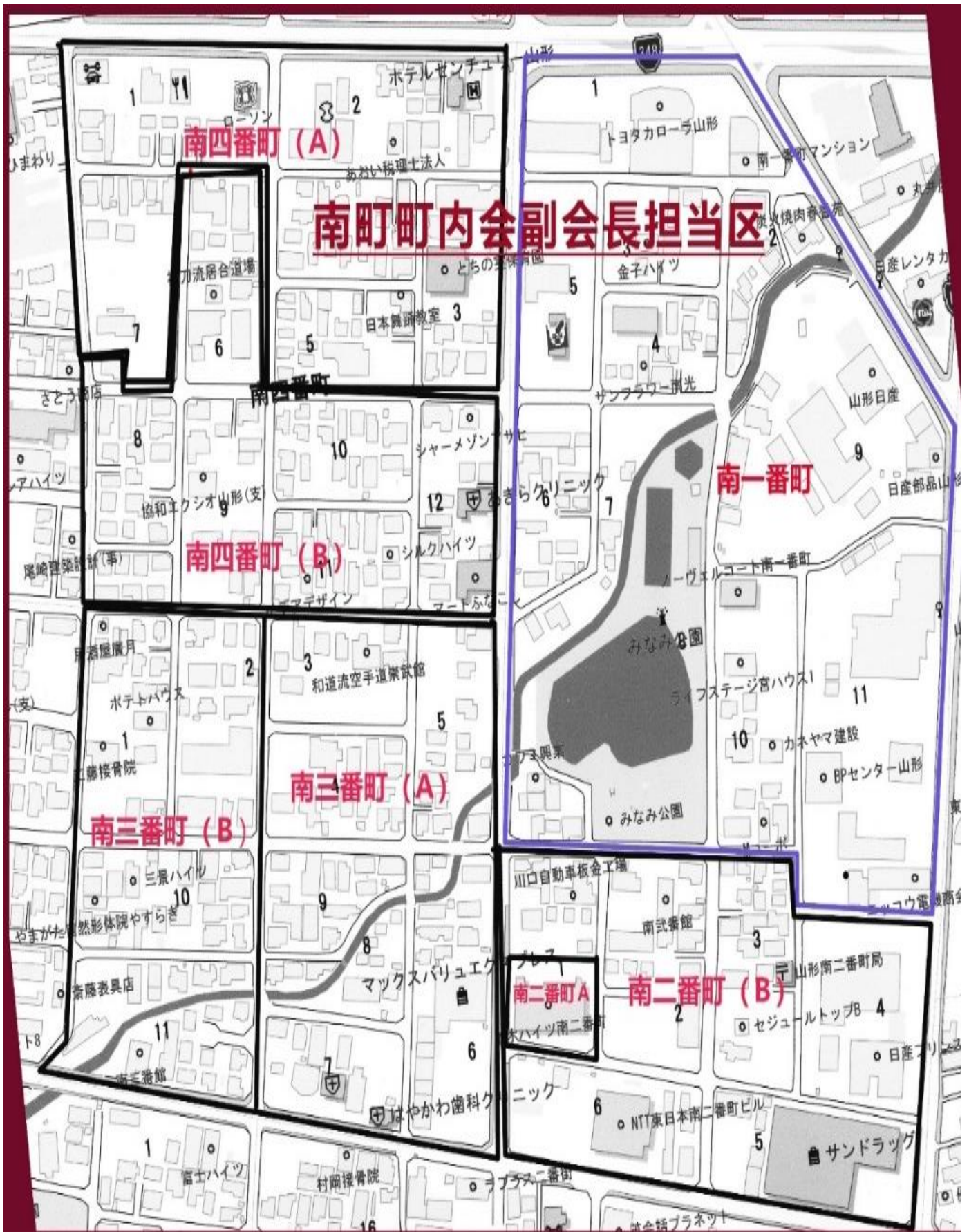
又、市役所等で諸手続きを行う場合、年間訪問回数3回以上の場合は、活動・日当手当2,000円を支給する。
とする。

(4) 役員改選(案)

令和5年度 役員

*担当区的位置図を次ページに添付しますので確認ください。

役職	氏名	担当区
会長	相馬克正	南町内会
副会長	蔵増 豊	南一番町
副会長	土井邦男	南二番町 A
副会長	平田 力	南二番町 B
副会長	伊藤茂敏	南三番町 A
副会長	大河内勇	南三番町 B
副会長	原田陽子	南四番町 A
副会長	宮本 勲	南四番町 B
会計	平田 力	南町内会
監事	鈴木将司	南町内会
監事	及川深雪	南町内会



(5) 令和5年度事業計画(案)

1 基本方針

明るく・住みよい南町町内会とするため、町内会長と副会長そして町内会に属する各部・各クラブ・各団体等との連携のもとに町内会事業を円滑に推進し、町内会会員の全世帯と全世代が安心して参加できる町内会を目指し、以下の事業計画を策定する。

2 主要事業

- 1) .必要に応じ、現在の「隣組長の手引き」を基に改正を行う。
- 2) .コロナ感染5類移行に伴い、停止していた町内会の恒例行事の復活を目指す。
- 3) .集会所建設に必要な町内会会員の合意形成をめざす。

3 恒例事業

- (1) 盆踊り大会を7月29日(土)、雨天の場合は7月30日(日)を目途とし遂行する。
- (2) ふるさと祭り(子供たる神輿、敬老会)の実施。
- (3) 賛助会員懇親会を10月20日(金)目途に行う。
- (4) 町内隣組長会議を定例総会終了後と第4四半期を目途とし、年2回行う。

4 各部の事業計画と目的

1) 総括・総務部

- ・今年度の町内会主要事業と恒例重要事業の遂行とサポート
- ・各部の業務にかかる事業の補助及び指導
- ・定期役員会の開催と議事録の作成
- ・隣組長会議の開催
- ・部制に伴う人員の配置策定
- ・渉外関係事業のまとめ・遂行
- ・ホームページの編集・運営
- ・広報紙や回覧などの配送・仕分け作業を行う。
- ・その他南町町内会に係る必要とされる活動

2) 社会教育部

- ・盆踊り事業の遂行・運営
- ・ふるさと祭り運営、助成
- ・みなみ子供会育成会に対する助成・協力
- ・歌謡愛好会、パソコンクラブへの助成・協力
- ・成年部との連携・活動支援
- ・八幡神社総代の活動支援
- ・社会体育協会の活動支援

- ・成年部を含めた社教部活動の活性化
- ・町内の盆踊り・ふるさと祭り反省会を遂行。

3) 福祉厚生部

- ・三者懇談会など外部団体、特に地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生・児童委員、福祉協力員等との連携で行う活動を総務部や自主防災会などと共に行う。
- ・ふれあいお茶飲み会の開催
- ・百歳体操の継続運営
- ・日帰り研修活動の継続開催
- ・松寿会との連携で、お茶飲みワナゲ会の活動協力
- ・敬老会の開催・運営
- ・松寿会への助成
- ・松寿会との連携活動(芋煮会、一泊研修旅行等)
- ・その他、町内会会員の福祉厚生に係ることに協力する。

4) 環境保健衛生部

- ・資源物回収事業の管理運営
- ・ごみ集積所の改善・美化とカラス防止網交換等集積所の管理
- ・一斉清掃など市行政や第六地区環境保健推進協議会等との連携事業
- ・小・中学校の保健衛生との連携
- ・側溝など、生活環境や保健衛生改善に係る事業

5) 生活安全対策部

- ・南町町内会員の生活安全に関すること
- ・山形市防犯協会との連携活動
- ・公衆街路灯の維持管理
- ・町内の街路灯欠損場所への補充。
- ・側溝など町内の生活関連インフラ施設の改善改良見守り
- ・交通安全に係る問題に対処する

6) 公園管理部

- ・みなみ公園の維持管理
- ・集会所の維持・管理
- ・みなみ公園清掃（春・秋の一斉清掃等）
- ・松寿会の公園清掃ボランティア事業への協力
- ・山形市公園管理協会説明会への出席
- ・集会所の利用実績のとりまとめ
- ・集会所利用者による年末大掃除
- ・山形五堰クリーン作戦
- ・プールハウス2階の利用申し込みへ随時対応及び1ヶ月分の集会所使用スケジュール用白板を設置

7) 広報部

- ・「南町町内会ニュース」編集・発行・配布
- ・町内会ニュースをブログで配信・管理
- ・回覧や公民館だよりの仕分けと配送手配の為の町内会世帯数の把握を行い関係機関への連

絡を行う。

- ・お知らせ、チラシ緊急通知などの手配
- ・町内会ブログとホームページの周知に努力する。
- ・会議参加（桃太郎さん、運営推進委員 年4回）

8) 自主防災部

- ・防災知識の普及・啓発
- ・防災訓練の実施
- ・防災研修会の開催
- ・防災資器材の整備・管理
- ・消火栓周りの点検・除雪等
- ・市、県が実施する防災訓練・研修等への参加
- ・避難行動支援制度の周知と個別計画の作成支援

(6) 令和5年度収支予算 及び費目(案)

1 収入の部		(単位：円)			
項 目	4年度決算額	5年度予算案	増減	備 考	
会費	2,552,500	2,553,000	500		
賛助会費	365,000	365,000	0		
小規模事業所	65,000	65,000	0		
小規模事業所以外	300,000	300,000	0		
諸収入	2,453,500	1,289,000	△ 1,164,500		
広報誌配付謝礼	192,137	190,000	△ 2,137		
街路灯補助金	282,528	280,000	△ 2,528		
街路灯設置補助金	108,790	250,000	141,210	電柱増設などに伴う補助金	
公園管理協力金謝礼	51,400	51,000	△ 400		
日赤普及活動交付金	13,570	13,000	△ 570		
盆踊花代	0	20,000	20,000		
ふるさと祭り花代	0	10,000	10,000	子供たる神輿など	
資源回収	123,600	120,000	△ 3,600		
賛助会員提供資源物	59,325	60,000	675		
ゴミ集積所管理補助金	80,000	80,000	0		
山形市防災対策補助金	60,000	30,000	△ 30,000		
いきいきサロン活動費	15,000	15,000	0		
福祉協力員活動費	100,000	100,000	0		
ゴミネットbox補助金	0	50,000	50,000		
六地区社協三者懇談会	21,000	20,000	△ 1,000		
社体協残預金返戻	115,110	0	△ 115,110		
お神輿積立金取崩	1,231,040	0	△ 1,231,040		
利息	82	82	0		
山形銀行	65	65	0		
その他	17	17	0		
前期繰越金	1,384,395	2,623,727	1,239,332		
合 計	6,755,477	6,830,809	75,332		

2 支出の部					
項 目		4年度決算額	5年度予算案	増減	備 考
総会費、主要会議費、役員活動日当旅費		474,232	595,000	120,768	(顧問、副会長、監査)
	総会費	204,232	245,000	40,768	
	定例総会費	51,952	55,000	3,048	50名 * 1,100円
	組長会議費(町内会)	52,280	70,000	17,720	第2回 50名 * 1400円
	総会資料印刷代	100,000	120,000	20,000	
役員活動日当旅費		270,000	270,000	0	
	役員活動日当旅費	190,000	190,000	0	顧問、副会長、監査
	会長活動日当旅費	80,000	80,000	0	
賛助会会議費		0	80,000	80,000	
総務部		923,802	1,032,020	108,218	
事務所費		96,714	99,000	2,286	
	備品費	28,050	28,000	△ 50	プリンター
	事務所諸経費	36,000	36,000	0	
	事務・消耗品費	32,664	35,000	2,336	
会議費		106,015	110,000	3,985	
	会議費	80,302	80,000	△ 302	副会長、各部及び行事関係者への連絡とりまとめ
	事務用品・印刷費	25,713	30,000	4,287	
総務部活動費		721,073	823,020	101,947	
	渉外費	26,500	30,000	3,500	
	社会福祉協議会費	178,100	178,100	0	福祉厚生部から移行
	第六地区赤い羽根募金	158,000	158,000	0	
	組長活動日当旅費	78,000	120,000	42,000	3,000円*40
	役員活動日当旅費	60,000	60,000	0	部長・副部長(4)
	ボランティア保険	37,220	40,000	2,780	町内会活動全般を対象
	集会所検討委員会費	13,043	20,000	6,957	
	会議費	3,043	10,000	6,957	
	委員活動日当旅費	10,000	10,000	0	町内活動役員外協力委員1名
ホームページ関連事業		97,210	120,920	23,710	
	ジャストシステムサーバー代	15,500	18,600	3,100	1550*12
	使用ソフトのバージョンアップ	0	15,000	15,000	
	ホームページ作成日当旅費	20,000	20,000	0	
	ぶらら プロバイダー料	61,710	67,320	5,610	5610*12
	市報等公文書の仕分け・配布	0	20,000	20,000	広報部より移動
	慶弔費	73,000	76,000	3,000	

広報部		169,543	170,000	457	
	役員活動日当旅費	160,000	140,000	△ 20,000	
	部長、副部長活動日当旅費	30,000	30,000	0	
	広報報紙仕分け活動日当旅費	20,000	0	△ 20,000	作業を総務部へ移行
	ブログ作成活動日当旅費	20,000	20,000	0	
	ニュース作成活動日当旅費	20,000	20,000	0	
	広報活動日当旅費(7人)	70,000	70,000	0	
	備品・消耗品費	9,543	25,000	15,457	プリンターなどの買い換え
	雑費	0	5,000	5,000	部会費等
社会教育部		408,350	901,400	493,050	
	子供会助成金	185,000	175,000	△ 10,000	
	社体協助成金	15,500	15,000	△ 500	
	歌謡愛好会助成金	20,000	20,000	0	
	パソコンクラブ助成金	10,000	10,000	0	
	成年部活動費	70,000	70,000	0	
	社会教育部会費	0	20,000	20,000	打ち合わせ・準備など
	ふるさと祭り・盆踊り	0	400,000	400,000	
	八幡神社活動負担金	27,850	30,000	2,150	
	ふるさと祭り・盆踊り反省会	0	81,400	81,400	2200*37
	役員活動日当旅費	80,000	80,000	0	
福祉厚生部		442,254	495,000	52,746	
	松寿会助成金	130,000	130,000	0	
	福祉厚生部活動費	67,153	80,000	12,847	
	調査費	0	10,000	10,000	交通費など
	ふれあいお茶飲み会	47,362	50,000	2,638	お茶飲み会、百才体操、ワナゲ等
	三者懇談会	19,791	20,000	209	
	役員活動日当旅費	180,000	180,000	0	部長・副部長(2)、福祉協刀員(10)、民生児童委員(2)
	敬老会費	62,523	100,000	37,477	
	福祉厚生部部会費	2,578	5,000	2,422	
環境保健衛生部		55,228	172,000	116,772	
	ゴミ集積所管理費	13,228	20,000	6,772	ネット、ホウキなど
	役員活動日当旅費	30,000	40,000	10,000	部長・副部長(2名)
	ごみ集積所改善費	0	200,000	200,000	新規
	環境協議会負担金	12,000	12,000	0	

公園・集会所管理部		277,948	290,000	12,052	
	公園管理費	10,893	10,000	△ 893	消耗品
	集会所管理費	197,055	210,000	12,945	
	集会所 光熱費	152,674	160,000	7,326	
	活動管理費	44,381	50,000	5,619	集会所清掃費・他
	役員活動日当旅費	70,000	70,000	0	部長・副部長、集会所管理部 (鍵管理等)
生活安全対策部		430,098	679,000	248,902	
	街路灯電気代	274,244	280,000	5,756	
	街路灯増設・補修費	82,060	320,000	237,940	新電灯設置予定
	運転者会助成金	5,000	5,000	0	
	南小交対協負担金	6,000	6,000	0	
	防犯連絡会負担金	8,000	8,000	0	
	部会活動費	4,794	10,000	5,206	
	役員活動日当旅費	50,000	50,000	0	部長・副部長(3名)・防犯部員 (2名)を含む
自主防災部		199,006	170,000	△ 29,006	
	部会費・企画費	18,686	10,000	△ 8,686	
	備品費	130,320	50,000	△ 80,320	
	研修費		60,000	60,000	
	講座開催等	0	30,000	30,000	防災研修会など
	研修・講座参加費	0	30,000	30,000	防災士養成
	役員活動日当旅費	50,000	50,000	0	3人分(部長、副部長3名)
会計部		147,929	175,000	27,071	
	雑費・消耗品費	27,929	30,000	2,071	文具など
	備品費	0	25,000	25,000	プリンターなど
	役員活動日当旅費	120,000	120,000	0	部長、副部長
会館積立金		600,000	1,700,000	1,100,000	子供たる神輿積立金の一部を社会教育部 と生活安全対策部及び環境保健衛生部の 活動に充て、残りを会館積立資金へ
	小計支出	4,131,750	6,379,420	2,247,670	
予備費		0	451,389	451,389	
	合計	4,131,750	6,830,809	2,699,059	

《自主防災会に関する事》

(1) 令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画

令和4年度の事業報告は、町内会総会資料中(1)令和4年度事業報告の8. 自主防災部とし、令和5年度の事業計画は下記「南町自主防災会基本防災計画」を基に町内会総会資料(5)令和5年度事業計画(案)中、4.各部の事業計画と目的8)自主防災部とする。

南町自主防災会基本防災計画

1. 目的

この計画は、南町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他災害の減災と地域住民の安全の確保に努めることを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 災害時及び平常時の活動に関する事。
- (3) 避難場所及び避難所、共助備蓄物資に関する事。

3. 編成及び任務分担

編成	任 務 の 分 担		構成する町内会の専門部等の充て職
	災害時の活動	平常時の活動	
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動の総括 ・ 活動拠点の設置 ・ 市避難所運営委員会への人員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動の総括 	町 内 会 長
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長の任務の補佐 ・ 各専門部活動の連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練の企画実施 ・ 防災知識の普及、啓発 ・ 共助備蓄物資の整備、管理 ・ 防災関係機関との窓口業務 	自主防災部長
総務広報部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 情報の収集、伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及、啓発 	自主防災部副部長 広報部 総務部
避難誘導部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認 ・ 避難誘導 ・ 自宅避難者への支援 ・ 災害時要援護者の避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所の把握 ・ 避難経路の確認 ・ 災害時要援護者の把握 	自主防災部副部長 町内会副会長 隣組長 民生・児童委員 福祉協力員 生活安全対策部 社会教育部
避難所運営部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共助備蓄物資の点検、管理 	自主防災部副部長 公園管理部 福祉厚生部 民生・児童委員 福祉協力員 社会教育部 環境保健衛生部 隣組長

4. 災害時の活動

(1) 活動拠点の設置

- 1). 防災活動の拠点（本部等）を役員と協議のうえ立ちあげる。

(2) 市避難所運営委員会への人員派遣

- 1). 山形市の避難所が開設され、市避難所運営委員会が設置され、人員派遣の要請があったときは、会員を派遣する。

(3) 被害状況の把握、情報の収集伝達

- 1). 住民の安否や地区内の被害状況を把握し、会長、副会長、各専門部での情報共有及び活動の調整を図る。
- 2). 市防災支部や市避難所、消防機関、警察などの防災関係機関へ必要な情報を伝達する。
- 3). 地区住民へ必要な情報を伝達する。

(4) 安否確認、避難所誘導等

- 1). 住民の安否を確認し、会長に報告する。
- 2). 災害により地区住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、安全な避難経路を確保し、速やかに住民を避難場所又は地区（市）避難所へ誘導する。
避難場所及び地区（市）避難所は、別紙1のとおり。
- 3). 隣組長は、積極的に隣組員を避難誘導するものとする。
- 4). 自宅避難生活を送る住民に対して必要な支援を行う。

(5) 災害時要援護者の避難支援

- 1). 避難支援者と地域住民が協力し、災害時要援護者の避難行動を支援する。

(6) 避難所の運営

- 1). 地区避難所を開設した場合は、地区住民及び避難者と協力して自主的に地区避難所を運営する。
- 2). 市避難所へ避難した場合は、市避難所運営委員会や自主防災組織、地域団体等と連絡し、市避難所の運営に協力する。

5. 平常時の活動

(1) 防災知識の普及・啓発

- 1). 町内の広報紙、防災講座、防災訓練等により、次の事項について普及・啓発を行う。
 - ・防災会規約及び防災計画に関すること。
 - ・避難経路、避難場所等に関すること。
 - ・家庭における自助備蓄に関すること。
 - ・防災会活動への参加に関すること。
 - ・その他防災に関すること

(2) 防災訓練

- 1). 情報の収集伝達、避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。

(3) 危険箇所の把握・避難経路の確認

- 1). 災害時における地域内の危険箇所を把握する。
- 2). 災害時の避難誘導に備え、災害の種類に応じた避難経路を確認する。

(4) 災害時要援護者の把握

- 1). 個人情報保護を順守しながら避難支援者と協力し、災害時要援護者の状況を把握する。

(5) 共助備蓄物資の整備、点検、管理

- 1). 防災活動に必要な防災資器材を共助備蓄物資として整備する。
- 2). 整備した共助備蓄物資を定期的に点検し、適正に台帳などで管理する。

避難場所及び避難所

災害の種類	避難場所 (屋外)	地区避難所 (屋内)	市避難所 (屋内)
地震	山形市みなみ公園	みなみ市民プール 2階プールハウス	山形県立西高等学校
風水害	(屋外は指定しない)	みなみ市民プール 2階プールハウス	犬川の北側：山形県立西高等学校 犬川の南側：南小学校

(2) 自主防災会役員 (案)

令和5年度 南町自主防災会役員 (案)		
役職	氏名	町内会の役職
会長	相馬克正	会長
副会長	蔵増豊	自主防災部長
総務広報部長	秋場康彦	自主防災部副部長
副部長	青木和彦	広報部長
副部長	相馬克正	総務部部長
避難誘導部長	大河内勇	自主防災部副部長
副部長	大河内勇	生活安全対策部長
副部長	大竹康平	社会教育部長
避難所運営部長	原田陽子	自主防災部副部長
副部長	今野徹	公園管理部長
副部長	土井邦男	福祉厚生部長
会計	平田力	会計部長
監事	鈴木将司	監査役

山形市南町町内会会則

制定 昭和43年6月16日

改正 昭和46年5月22日 昭和48年5月6日
昭和49年4月29日 昭和51年4月29日
昭和50年4月1日 昭和57年5月30日
昭和62年5月17日 平成10年5月1日
平成11年5月16日 平成13年5月20日
平成15年5月18日 平成16年5月16日
平成19年5月20日 平成27年5月17日
平成30年5月20日 令和元年5月19日
令和2年5月17日 令和4年5月15日

第1条 (名称及び事務所)

この会は、南町町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 (会 員)

この会は、正会員と賛助会員をもって構成する。

2 正会員は、山形市南一番町、南二番町、南三番町、南四番町及び当該区域に隣接する地域に住所を有する者でこの会の趣旨に賛同するものとする。

3 賛助会員は、当該区域に所在する事業所などで、この会の趣旨に賛同するものとする。

第3条 (目 的)

この会は、地縁を基にした南町町内会会員相互の親睦、福利の増進をはかり、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広報公聴に関すること。
- (2) 公園管理に関すること。
- (3) 社会教育に関すること。
- (4) 環境・保健衛生に関すること。
- (5) 生活安全対策に関すること。
- (6) 災害・防災に関すること
- (7) 福祉・厚生に関すること。
- (8) 会員相互の親睦に関すること。
- (9) その他、この会の目的達成に関すること。

第5条 (役 員)

この会に次の役員をおく

会 長	1名
副会長	7名 (一番町1名、二番町2名、三番町2名、四番町2名)
会 計	1名
監 事	2名

2 会長、副会長、会計及び監事は総会に於いて選出する。

第6条 (任 期)

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 (職 務)

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 会長は、役員会での協議を経て、各部の部長・副部長を選任する。
- 3 会長は、役員会での協議を経て、公序良俗に反する行為を行った役員の解任を行うことが出来る
- 4 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは役員会が副会長の中から代理を選任する。
- 5 副会長は区内の組長と連絡を取り区内の状況（会員数の変化など）を把握することに努める。
- 6 会計は会長の命を受け、四半期ごとの会計処理を柱とし、定期役員会・総会への報告及び本会会員が本会運営に関わるすべての収入・支出の把握と会計事務にあたる。
- 7 監事は本会の会計と業務執行の状況を監査する。

第8条 (顧問及び参与)

- 1 この会に顧問及び参与を置くことが出来る。
- 2 顧問及び参与は、役員会の協議を経て会長が委嘱する。

第9条 (組長・評議員)

- 1 各隣組に組長及び副組長各1名をおき、組員に対する連絡調整にあたる。
- 2 組長及び副組長の選出は、各組輪番によることを原則とする。
- 3 評議員には組長をもって当てる

第10条 (会 議)

この会の会議は、総会及び役員会とする。ただし、会長は必要に応じ役員及び組長による合同会議を招集することが出来る。

第11条 (総 会)

- 1 総会は毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を招集することが出来る。
- 2 総会は役員と評議員で構成する。
- 3 総会の議長は南町町内会会員から選出する。
- 4 総会は委任状を含めた出席人数の過半数で成立する。
- 5 議事は委任状を含めた出席人数の過半数を持って決する。

第12条 (付議事項)

総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業報告及び決算並びに事業計画及び予算
- (2)
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改廃
- (5) その他、この会に重要と認められる事項

第13条 (役員会)

- (1) 役員会は四半期ごとの会計報告を基に、四半期ごと定期に開催する。会長は必要に応じ役員会を招集することができる。
- (2) 複数の役員が役員会の開催を要求した場合、会長は役員会を招集しなければならない。
- (3) 役員会は次の事項を協議する。
 - 1) 総会に提出する事項
 - 2) 役員及び部員の活動
 - 3) 町内会活動報告と活動計画及びその評価
 - 4) その他、この会の運営上必要と認められる事項

第14条 (議事録及び記録)

- 1 総会の議事については議事録を作成するとともに、役員会その他この会の運営上必要な事項について記録するものとする。
- 2 議事録には、議事録作成人、議事録署名人、日時、場所が明記されなければならない。

第15条 (簿 冊)

この会に次の簿冊を備えるものとする。

- 1) 会員名簿 2) 現金・財務出納簿・預貯金通帳 3) 総会・役員会議事録及び各部の事業報告 4) 役員名簿 5) その他の簿冊を備え、7年間を保存期間とする。

第16条 (入 会)

町内会に入会時の入会金は持ち家や賃貸住宅に関わらず必要としない。

第17条 (経 費)

- 1 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
- 2 正会員は月会費 500 円とする。月の途中で転出した者の会費は、その月の15日以上居住したときは1か月分を納入しなければならない。
- 3 会費の納入は、各隣組に於いてとりまとめ会計に委託する。
- 4 賛助会員は年会費 10,000円とする。小規模事業所については 5,000円の拠出も認めることとする。
- 5 預入先は、最寄りの金融機関とする。
- 6 町内会活動にかかわる旅費・経費細則は、運営要領に定める。

第18条 (慶弔規定)

この会の慶弔は、次のとおりとする。

- (1) 役員歴者の退任にあたっては、次の通りの規定で慰労金を贈呈する。

5年以上の歴任者	2万円
10年以上の歴任者	3万円
特別功労者	5万円
- (2) この会の役員歴任者が不幸の場合は5,000円とする。
- (3) この会の会員が不幸の場合は3,000円とする。
- (4) この規定の施行に必要な事項は、役員会で定める。

第19条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第20条 (委 任)

この会則の施行について必要な事項は、別に定めることが出来る。

附 則 この会則は、昭和43年7月1日から施行する。	附 則 (平成13年5月20日から施行)
附 則 (昭和46年5月22日から施行)	附 則 (平成15年5月18日から施行)
附 則 (昭和48年5月 6日から施行)	附 則 (平成16年5月16日から施行)
附 則 (昭和49年4月29日から施行)	附 則 (平成19年5月20日から施行)
附 則 (昭和51年4月29日から施行)	附 則 (平成27年5月17日から施行)
附 則 (昭和55年4月 1日から施行)	附 則 (平成30年5月20日から施行)
附 則 (昭和57年5月30日から施行)	附 則 (令和元年5月19日から施行)
附 則 (昭和62年5月17日から施行)	附 則 (令和2年5月17日から施行)
附 則 (平成10年5月18日から施行)	附 則 (令和4年5月8日から施行)
附 則 (平成11年5月16日から施行)	附 則 (令和5年5月15日から施行)

添付、資料 2

南 町 町 内 会 運 営 要 領

制定 昭和49年4月21日

改正 平成23年5月15日

改正 平成30年5月20日

改正 令和元年5月19日

改正 令和2年5月17日

改正 令和5年5月14日

1. 目 的

この要領は、本会の会則に則り、町内会事業計画の実施を円滑に推進し、その目的を達成するための活動指針を定めるものである。

2. 役 員

本会役員の改選手続きは、次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 会長については、10年を限度とし、本会役員会が次期会長を推薦する。
- (3) 副会長については、各区の組長会が次期副会長を推薦する。
- (4) 前項の方法を持ってしても副会長を選任できない場合は、組数の若い順に選任しなければならない。

3. 部 制

会則に沿った、本会事業の円滑な運営・推進を図るため、次の部をおき、その業務を分担する。

各部に部長1名をおくほか、副部長および部員若干名を置くことができる。会長は役員会での協議を経て、これを委嘱する。

- (1) 総務部
- (2) 社会教育部
- (3) 福祉厚生部
- (4) 環境保健衛生部
- (5) 公園管理部
- (6) 生活安全対策部
- (7) 自主防災部
- (8) 広報部
- (9) 会計部

4. 業務内容と役割

本会各部の事業内容は次のとおりとし、部長、副部長が協力し、その運営に当たる。

(1) 総務部

この部は、本会事業の企画、総会・役員会など会務にかかる文書の授受と処理および各部への連絡の他、各部に属さない業務にあたる。部長は、本会の会長が兼務するか、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、副部長、本会副会長をもって構成することができる。

(2) 社会教育部

この部は、本会レクリエーションの実施、子供育成会および各サークルそして盆踊などの社会教育的な団体の指導と運営及び助成をおこなう。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、副部長、子供育成会、松寿会など各サークルからの選出者をもって構成する。

(3) 福祉厚生部

この部は、高齢者や障害者を含めた社会的弱者の会員を含めて、ふれあい会の運営、松寿会への指導及び助成を行う。また、社会福祉協議会、民生児童委員及び福祉協力員など福祉関連団体との連携により会員福祉の向上と親睦を目的に運営にあたる。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。

(4) 環境保健衛生部

この部は、塵埃、不燃物の処理、資源回収及び家庭内外の病虫害対策等の環境衛生並びに保健衛生の推進及び運営にあたる。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、必要に応じ各区の組長から若干名を選任することができる。

(5) 公園管理部

この部は、公園の維持管理及び集会所の管理運営を行う。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、必要に応じ各区から若干名を選任することができる。

(6) 生活安全対策部

この部は、町内会住民の生活上の問題に対処する。また、防犯連絡会、運転者会の指導および助成、並びに公衆街路灯、道路のインフラの監視を行う。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。副部長及び部員は必要に応じ若干名を選任することができる。

(7) 自主防災部

自主防災会の運営を主として、災害想定に即した本会地域の防災体制の整備を行い、山形市の防災訓練などを通じて町内の防災意識を高める。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は副部長及び各区の町内会会員から介護、医療、防災の技術を有した人材を選任することができる。

(8) 広報部

近年の情報および情報機器の多様化に伴い、市報の配付や町内会ニュースなどの情

報発信手段を含めてインターネットを活用した情報の収集・発信を充実させることを目的に活動する。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は副部長及び各区の副会長が当たり必要に応じ各サークルから選任することができる。

(9) 会計部

会則第7条の6に則り、四半期ごとの決算を柱とし総会用会計資料の作成を行い、会計の見える化を図ることや預貯金通帳の管理などを通して町内会の健全な活性化を図る。

会計部長は、役員会の協議を経て町内会会長が推薦し、総会において選出する。部員として副部長を置くことが出来る。また、必要に応じて会計士の助力を得ることが出来る。

5. 役員会

- (1) 本会の役員会は、会則に則り、会長、副会長、会計、の三役で構成し、必要に応じて監事及び各部の・部長・執行役の参加を求めることができる。
- (2) 役員会議長は本会会長が努める。会長が不在の場合には、本会副会長の中から選出する。
- (3) 本会の組織構成図は、添付図1のようになる。組織の構成は、時代の変化を取り込めるように、常に見直しの努力を続ける。

6. 旅費・経費

- (1) 会の運営を行うため、期初定める金額を支払う（活動費日当）
- (2) 出張を行う時は、旅程費・日当を支払う場合がある。
 - ・私有車を提供する場合、直線距離片道25km以上、km当たり20円を燃料費として支払う。
 - ・日当は、所要時間6時間以上を要する場合は2,000円を支給する。同乗者は1名を認め同額を支給する。
 - ・宿泊を行う場合は、会長に事前に申し出、許可を受ける。実費を支給する。

* km/20円の算出基礎：1リッター当たり走行距離10kmで計算、車の損料・維持費を若干加味して20円とする。
- (3) 山形市や連合会等の団体が主催する2時間以上の会議に出席した時は、活動・日当手当2,000円を支給する。
又、市役所等で諸手続きを行う場合、年間訪問回数3回以上の場合は、活動・日当手当2,000円を支給する。

添付、資料3

南 町 町 内 会 助 成 金 規 程

制定 平成19年4月29日

改定 平成30年5月20日

(趣 旨)

第1条 この規程は、本会の会員で構成される各種団体に本会が一部助成することにより、本会の健全な発展を図ることを目的とする。

(助成団体)

第2条 南町町内会が助成の対象とする団体(助成団体という)の要件は、次の通りとする。

- 1) 助成団体の目的は、社会・良俗に反しないものであること。
- 2) 助成団体の実質的会員数は5名以上(ただし、本会会員以外の会員数は約30%以内)とする。
- 3) 助成団体の主体は、本会会員であること。
- 4) 活動を継続的に実施している団体であること。

(助成の申請)

第3条 助成を受けようとする団体は、2月末日までに次の書類を添えて町内会長に申請する。

- (1) 会則(2回目からは改正のあった場合のみ)
- (2) 役員および会員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 歳入歳出予算書

(申請の審査)

第4条 申請があった場合は、本会役員会において審査し、その結果を申請団体に通知する。

(助成の報告)

第5条 助成を受けた団体は、当該年度の2月末日までに、次の書類を添えて町内会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 歳入歳出決算書

(変更の報告)

第6条 年度中途において第2条および3条の規定と異なる事業を実施することとなった場合、及び事業を中止することとなった場合は、速やかに報告し助成金を返還しなければならない。

(調査)

第7条 町内会長は、必要に応じ助成団体に関係書類の提出を求め、実施状況調査を行うことができる。

附 則

この規程は、令和2年5月20日から適用する。

以上

添付、資料4

南町自主防災会規約

(目的)

第1条 この組織は、住民の隣保互助の精神に基づき、地震、風水害及び土砂災害など非常災害に際し、自主的かつ組織的な防災活動を行い、もって地域内住民の安全を確保し、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(名称)

第2条 この組織は、南町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会に事務所を置く。

2 事務所の位置は、南町町内会会長宅とする。

(構成)

第4条 本会は、南町町内会(以下「町内会」という)の会員世帯(以下「会員」という)で構成する。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害時における被害状況の把握、避難誘導及び避難所運営
- (2) 防災に関する各種訓練や知識の普及、啓発
- (3) その他地域住民の安全を確保するために必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、事業の運営にあたる。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 監事
- (5) 専門部長
- (6) 専門部副部長

2 役員には、町内会会員を充て、別紙の通りとする。

3 役員の任期は、町内会役員の在任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は会を代表し、会の事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 会計は、会の経理を担当する。

4 監事は、会の経理を監査する

5 専門部長は、専門部を総括する。。

6 専門副部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときは、その職務を行う。

(専門部の設置)

第8条 5条の事業を遂行するため専門部をおく。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は会長が招集し、会議の議長は総会で選出された議長があたり、役員会は会長がたる。

(総会)

第10条 総会は、町内会総会規約の構成及び成立要件に従う。

2 総会は、年1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 役員を選任に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、特に必要と認める事項。

4 総会は、前項各号に掲げる事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、第6条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) その他必要な事項

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、町内会の予算をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、町内会監査で一括して行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

附則 1. この規約は、平成31年5月19日から施行する。

2. 南町防災会会則（平成20年11月15日制定）は廃止する。

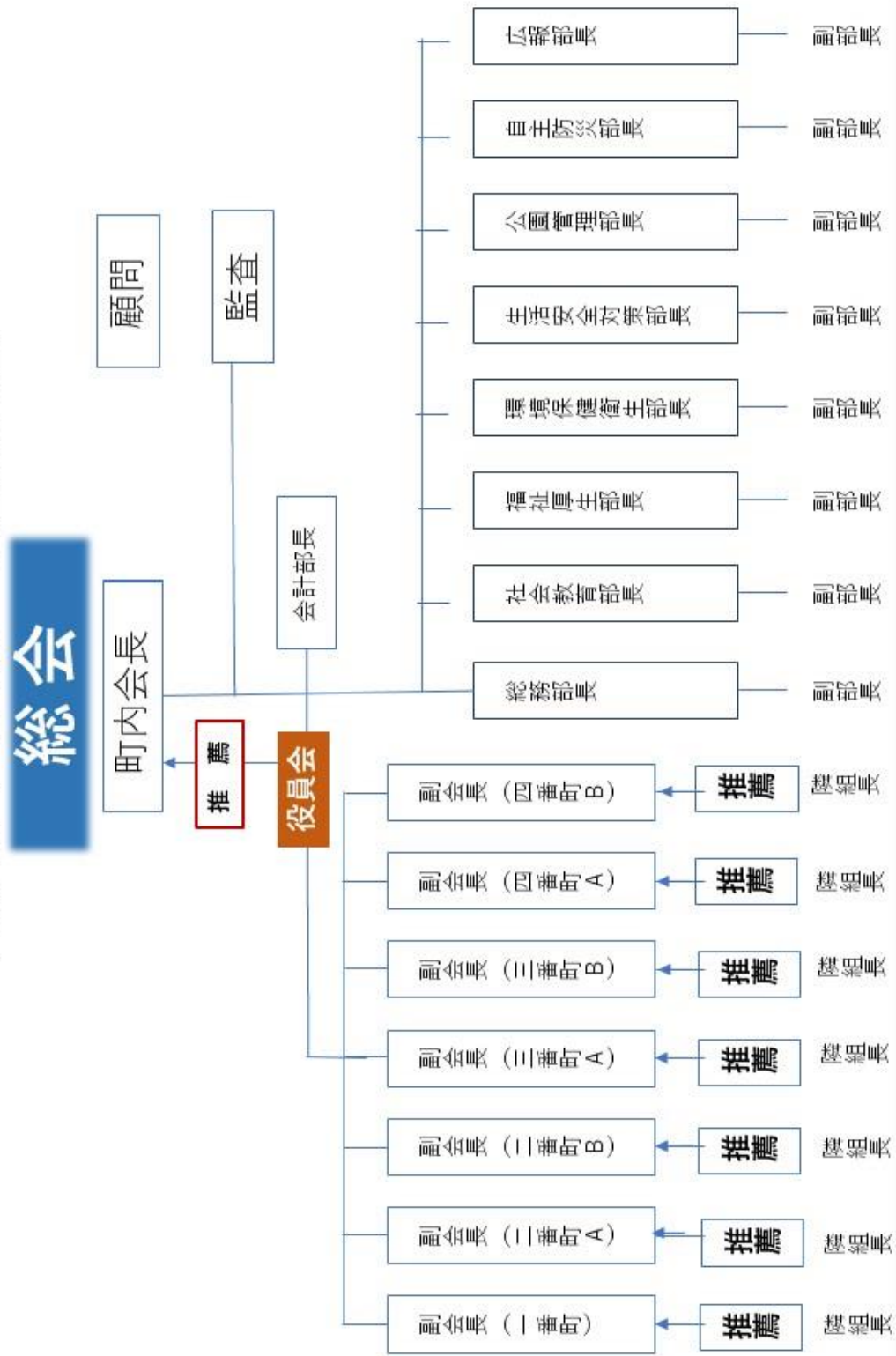
別紙

南町自主防災会役員

自主防災会役職	町内での役職名	自主防災会役職	町内での役職名
会長	町内会会長	避難誘導部長	自主防災部副部長
副会長	自主防災部長	副部長	生活安全帯先部長
会計	会計	副部長	社会教育部長
監事	監査	避難所誘導部長	自主防災部副部長
総務広報部長	自主防災部副部長	副部長	公園管理部長
副部長	広報部長	副部長	福祉厚生部長
副部長	総務部副部長		

図 1.南町町内会組織図

山形南町町内会 組織概要図



南町町内会員・賛助会員